

令和5年第一回臨時会

八丈町議定会議録

令和5年 7月3日 開会

令和5年 7月3日 閉会

八丈町議会

令和 5 年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (7月3日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
報告第 6 号の上程、説明、質疑	7
閉議及び閉会の宣告	9
署名議員	1 1

八丈町告示第6号

令和5年第一回八丈町議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和5年6月26日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 令和5年7月3日（月） 午前9時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件 (1) 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期工事請負契約
(2) 専決処分事項の報告について（和解）

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
12番	山本忠志君		

不応招議員（1名）

11番	浅沼憲春君
-----	-------

令和5年第一回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年7月3日（月曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第48号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期工事請負契約
- 第 4 報告第 6号 専決処分事項の報告について（和解）

出席議員（11名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
12番	山本忠志君		

欠席議員（1名）

11番	浅沼憲春君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	小野高志君	福祉健康 課長補佐	大澤知史君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光 課長	大川和彦君

会計課長 田村久美君
教育課長 菊池良君
病務院長 菅原宏幸君
企画課長 佐々木奏君
財政係長

企業課長 菊池拓君
消防長 堀本敏彦君
代表委員 浅沼拓仁君
建設課長 川島心太郎君
管財係長

事務局職員出席者

事務局長 高橋太志君
書記 久保寺洸佳君

庶務係長 山本良太君
書記 (録音) 明石丈君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和5年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に7番、8番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第48号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期工事請負契約についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号1番の書類をお願いします。書類番号1になります。

議案第48号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和5年7月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期工事請負契約。

令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事1期施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金6,699万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷2989番地8、国司建設株式会社、代表取締役、鈴木國司。

5、支出科目については省略いたします。

この工事の工期につきましては、令和6年3月22日となっております。

内容につきましては、産業観光課長より説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 今のページの裏をおめくりいただきます。お願いいたします。

令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事I期ということですが、こちらの場所なんですけど、三根の供養橋から末吉方面に向かいまして、約250メートルほど進んだところの右側になります。

水路のほうが古い水路がありまして、その水路の改修、今までその水路が機能をちょっとオーバーしてしまっていて越水とかを起こしていたものを改修するもので、昨年度から着手はしておるんですが、昨年度は不調とかもございまして、工事に入るための伐採整備等を昨年度は行っております。

工事に関しては、今年度からの3か年、5年度、6年度、7年度の3か年の工事を予定しております。ピンク色に塗られております水路の部分と、あと水路の管理道になります農道のほうの整備を今年度行います。

工事の内容としては、水路の延長が106メートル、水路の施工としていたしましてはU型フリューム、集水柵等になります。また、古い水路の撤去も行います。

道路の施工延長は43.7メートル、コンクリート舗装のほうを予定しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第48号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約については、原案どおり可決いたしました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、報告第6号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、資料の2のほうをお願いいたします。

報告第6号 専決処分事項の報告について。

令和5年7月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、町営住宅末吉団地の屋根材が飛散したことによる被害における相手方との和解の成立について、別紙のとおり報告します。

1枚おめくりください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年6月15日、八丈町長、山下奉也。

裏面をご覧ください。

末吉団地屋根材飛散による被害における和解の成立について。

八丈町は、末吉団地屋根材飛散による被害について、相手方と下記のとおり和解した。
記。

1、相手方。近隣地権者、個人。

2、和解の期日。令和5年6月15日。

3、和解の内容。（1）八丈町は相手方に対し、令和4年度冬季から令和5年度春季にかけて末吉団地の屋根材が飛散したことにより、相手方が所有する農業用ビニールハウス及び農作物に対して与えた被害を認め、和解金として、金4万6,467円の支払義務のあることを認める。

（2）八丈町は相手方に対し、相手方の請求により、上記金額を相手方の指定する相手方名義の口座に一括で振り込む方法で支払う。

（3）八丈町は、末吉団地の屋根材について、すみやかに飛散防止のための対策を検討する。

（4）八丈町が第1項の金員を支払ったときは、相手方は八丈町に対するその余の請求を放棄する。

（5）相手方及び八丈町は、本件和解に定めるほか、何ら債権債務の存在しないことを確認する。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今回、公営住宅の屋根材が飛散して被害が出たということなんですけれども、ほかの町営住宅で同様の被害が生じる可能性があるかなどの調査は行ったかと、あとはかなり減価償却が進んでいるような物件のような気もするんですけれども、その数字含めてほかの町営住宅についても、古いものについては事前に何らかの対応をする予定があるのかどうかをお教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 現在、八丈町が運営している町営住宅のうち団地形式で、しかも

このシングルの屋根材を使っているものは17棟あります。全体で45あるんですけども、そのうちの17棟がこの末吉団地も含めてシングルの屋根材になっております。長寿命化計画の中では、順次この屋根材の補修をしていく計画がありますが、今回の件を受けてなるだけ急いで修繕のほうをしていきたいというふうに考えております。念のため他の町営住宅等も調査したんですが、特に直ちにやらなきゃいけないようなところはありません。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（真田議員「ありがとうございます。分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

以上で日程第4、報告第6号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和5年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時10分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年7月3日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 沖 山 昇

署 名 議 員 岩 崎 由 美